

議 事 録

会 議 名	第 2 回守山市住生活基本計画策定検討委員会	
開 催 日 時	令和 3 年 8 月 5 日（木） 15 : 00 ~ 17 : 00	
開 催 場 所	守山市役所東棟 3 階大会議室	
出 席 者	委 員	阿部委員長、馬場副委員長、北村委員、竹田委員、山岡委員、日下部委員、大上委員（以上 7 名、全員出席）
	事 務 局	都市経済部 中島部長、井上次長 建築課 林下課長、石田係長、水谷主任
会 議 次 第	<p style="margin-left: 40px;">1 開 会</p> <p style="margin-left: 40px;">2 議 事</p> <p style="margin-left: 80px;">（1）第 1 回委員会が出された意見への対応について 【資料 1】</p> <p style="margin-left: 80px;">（2）具体的施策(案)について 【資料 2】</p> <p style="margin-left: 80px;">（3）成果指標(案)について 【資料 3】</p> <p style="margin-left: 40px;">3 その他</p> <p style="margin-left: 80px;">・今後の開催予定について</p> <p style="margin-left: 40px;">4 閉 会</p>	
そ の 他		

1. 開会

2. 議事

(1) 第1回委員会で出された意見への対応について

事務局より資料1に基づいて説明（説明内容、省略）

→特に質問なし

委員

ただいま、事務局より説明いただいたが、対応方針の内容は今回、資料2等に出てくるところにも反映されているという理解でよいか。

事務局

そのとおりです。

委員

それでは、資料2に入り、途中で資料1に関連する箇所が出てきたら、その都度にでも質問をしたいと思います。

(2) 具体的施策(案)について

事務局より資料2に基づいて説明（説明内容、省略）

委員

方針5の「空き家バンク制度による中古住宅の流通促進」についてだが、どこかに空き家があり貸し出しをしている場合に紹介してくれるのか。また、持ち主が不明な空き家を借りたいとき、市に問い合わせたら対応してくれるのか。

事務局

空き家バンク制度については、空き家の売却を検討している所有者が市に依頼して空き家バンクへの登録を行い、登録された物件をホームページ等に掲載することで、購入希望者とのマッチングを図る制度になります。

委員

では、地域側から空き家があって、どうにかしたいという話があった場合、どういった対応となるのか。

事務局

利活用が目的になるのであれば、空き家の活用補助を企画政策課が実施しており、空き家を市場に流通させたいという目的なら空き家バンクの制度があります。

また、これらとは異なり、管理不全な空き家をどうにかしてほしい、雑草が茂っている、瓦が落ちてくる等の問題は、建築課に相談いただけましたら、法に基づいて空き家の所有者等を調査し、指導に入るといった形になります。

委員

駐車場は不足していないか。特に路上駐車の問題であるが、駐車場は現行満足しているのか。

事務局

現在は必要となる駐車場の整備を開発時の条件としているため、駐車場が不足して路上駐車が起こるといったようなことはありません。ただし、過去にリゾートマンションという位置付けで建築された湖岸の共同住宅の一部には若干駐車場が不足し、路上駐車の原因となっているものがあります。

委員

方針1の「市営住宅における子育て世帯向け募集の検討」というところですが、既に入居している世帯には期限がなく、新規の世帯は期限がつくということか。

事務局

現在、市営住宅は340戸を管理していますが、全体で居住者の高齢化が進んでおり、団地内でのコミュニティが希薄化しています。このことについて、市営住宅としては子育て世帯に入居してもらうことでコミュニティの若返りや活性化を図りたいと考えています。

他の自治体における先進的な事例として、子育て世帯を対象に、例えば中学生に上がるまでの期間限定で定期借家という形での入居募集を実施しているところもあり、そういった取り組み等を参考とする中で、コミュニティを維持する施策の推進を図りたいと考えています。

委員

方針3の「市営住宅の適正な管理・運営」について、先日、守山市の市営住宅運営委員会に出席させてもらったが、入居申込の状況を見ると申し込みされている部屋に偏りがあったが、それは何故か。

事務局

エレベーターのない市営住宅の募集では、低層階の1～2階を希望する方が多く、3階以上

の部屋には応募があまりない状況です。申込者の多くが高齢者であることも要因となっています。

委員

空き家はあるのに埋まらないのはもったいないと思うが。

事務局

現状として、空き家は高層階に多く、入居希望者の年齢自体が高くなってきている中で、何年も空き家が続いているところもあります。このことについて、本来であれば年2回の募集ですが、それとは別枠で随時の募集を実施することで空き家の解消を図っています。

また、基本方針3の「重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築」の「市営住宅既存ストックの弾力的運用による居住支援」の項目ですが、本来ですと市営住宅は国の補助を受けて建設した物件であり、住宅として利用するのが前提ですが、空き家を福祉事業者に有効活用してもらおうという柔軟な取り組みの指針を国が示しており、市営住宅の空き家については、そういった枠組みも含めて通常の住宅確保要配慮だけではなく、様々な可能性も含めた上で対処していきたいと考えています。

委員

方針7の「地域コミュニティの維持と活性化」について、高齢化が進行している中で、そういった活動の支援というのはこれから大変になってくると思うが、高齢者向けのサロンや育児関係のサロン等の運営における補助的な部分での活性化を図っていくような方策はないか。例えばサロンは1時間程度のもので、そういった企画を巡回しながら専門的にリードできるチームを作って動いてもらうことはできないか。

事務局

方針7における具体的な取組内容において記載している各種の自治会等への交付金は、そういった地域課題の解決に繋がるもので、地域課題に対する活動へ支援を行い、自治会、ボランティア団体等による自主的・自発的な取り組みを支援していきたいと考えています。

委員

しかし、現状の交付金等による支援だけでは効果が少ないと思う。実際に事業として進めていくにはまとまりを持ったチームが必要となるが、自治会運営もこの頃は厳しくなっており、「担い手」の部分に支援がないと活性化できなくなると思う。これまでの様に、交付金は出すけど、方策は地域で検討してください、では難しいところもある。今後は人材育成の面でも支援が必要であり、そういった支援があれば、新しい人が守山に移り住むような魅力あるま

ちづくりに繋がるのではないか。

事務局

今回は、住生活基本計画における具体的施策に関する検討であります。そういった今後の大きな課題についても担当課と情報を共有する中で、検討していきたいと思っております。

委員

発想を変えていかないと、今までと同様の手法ではいずれ担い手がいなくなり、やる人の意欲も失われるかと思う。今すぐ急に、というわけにはいかないが、10年先というような形で検討していただきたい。

委員

交付金を準備していますよ、だけでは難しい時代になっていると思う。使い勝手の良さだとか、継続的な活用が可能になるような、そういったニュアンスが見えると使ってみたい、使ってみようか、使ってみたら非常に良かった、というサイクルに繋げていくことも、今後は検討していければいいと思う。

委員

方針7の「地域コミュニティの維持と活性化」の具体的施策に「まちづくりに関わる機会・体制の充実」というのがあるが、この「市民の方がまちづくりに関わる」という概念はどのようなものか。取り組み内容には「まちづくりに関心を持てるように、中間支援機能および組織を充実させ、市民活動の促進を図ります」と記載されているが、これは市民の方が市民活動を活発化していくことがまちづくりになる、という考えか。

地域課題の解決については、市民が提案し、それに対して市が交付金を出すことで解決を図る、という考えがあるが、場合によってはそれで上手くいかないこともある。もちろん交付金があるのは良いが、その一方で誰がそれを担っていくのかが一番のネックになってきている。お金があっても、できること・できないことがあり、今後の「市民によるまちづくり」について、どのような考え方をすればいいのか教えて欲しい。

事務局

守山市は市政施行以来、人口も倍以上に増加しており、他市町から転入してきた方も非常に多く、そういった方々に自発的・積極的な地域活動への参加ということになると、当然課題もあると思っております。例えば地域における夏祭り等でも相当な労力であり、元からの住民だけで準備・運営しようと思うと難しいのが現実です。しかし、一方で一定のまとまりを持って、活発な地域活動を行えているところ、成功しているところもあり、今後は、そういった成功事例の

背景にどういったシステムがあるのか、分析等を行い、地域活動維持の方策を検討する必要があると思います。

委員

地域に目を向けていただき、少しの関りから地域の事に関心を持ち、その中で、これならできかなとか、そういう積み重ねがまちづくりになるのかもしれない。

(3) 成果指標(案)について

事務局より資料3に基づいて説明（説明内容、省略）

委員

目標が1から3まであり、それぞれに成果指標が出ているが、その指標の元となるもの、選定方法等について説明してほしい。

事務局

目標1の「保育施設や相談の場など子育て環境が充実していると思う市民の割合」は、備考欄にある守山市総合計画の目標値です。その他の指標についても、備考欄に記載のとおりで、上位計画、総合計画、所管課の所有するデータ等を根拠としています。

委員

指標として選んだ数値の根拠はわかったが、これで守山市の現状の問題点を網羅できているのか。守山市の住宅・住環境の課題について、これをクリアしていけば快適な住環境になるという内容が含まれているのか。

事務局

指標の設定については、基本的には先ほど資料2で説明した8つの各方針にリンクする形となります。例えば、方針1の「子育て世帯が住みやすい住環境の向上」は、目標1の1番目の指標「保育施設や子育て環境が充実していると思う市民の割合」とリンクし、方針2の「高齢者・障害者に対応した住環境の確保」は、目標1の2番目の指標「高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率」とリンクするという形です。

委員

これは達成状況を定量的に評価していく際の基準だと思うが、これで十分かということは検討が必要だと思う。

というのは、方針1の具体的な取組内容で、1つ目の「市営住宅における期限付き入居制度

の導入」や、2つ目の「保育士の確保を進める」等の内容について、成果指標としては「保育施設や相談の場など子育て環境が充実していると思う市民の割合」項目で評価することになるのだが、設定した様々な施策や取組内容に対応する形で、指標自体を細かく増やしていく方向での検討は、一定必要だと思う。

また、備考欄で、例えば守山市総合計画に基づくとなっているものは、守山市の現況が目標値に反映されていると思うが、指標の根拠が全国データの場合は、目標値が全国より低い設定か、高い設定か、そのあたりの説明が明確だとわかりやすいのではないかと。

委員

成果指標において、目標の数値が挙げられているが、取組内容を実施しその目標値に到達すれば、その課題は解決できるという解釈でよいのか。例えば、「保育施設や相談の場など子育て環境が充実していると思う市民の割合」が、現状が38.2%であり、守山の総合計画の目標では51.0%となっているが、これがクリアされれば課題解決ということか。

事務局

保育の多様化や地域における子育て支援等、基本方針1に記載した具体的施策の推進により、成果指標1の「保育施設や相談の場など子育て環境が充実していると思う市民の割合」が増加することで、大きな意味では課題解決に繋がると考えます。

委員

確かにその割合は増えるだろうが、実際にその取り組みを進めることで、満足する市民の割合が51.0%に増えるという根拠、また、満足度の割合とまちづくりの課題解決の実態が整合しているのか。県や国の目標が参考にされているものについては、大幅に外れたりはないのであろうが、目標値の達成が本当に課題解決に繋がっているのかという検証は必要である。その意味では、目標値を達成した事業が本当に課題解決につながっているかどうか、事業終了後にもきちんと検証したほうがよいであろう。

事務局

論理構造としては、上位計画の守山市総合計画で設定されている目標値があり、そこに近づけていくための具体的施策として、ここに挙げられている取組内容を行っていく、というものになります。

ただし、委員のご指摘として、例えばこの先10年間で子育て環境の満足度を現状より13ポイント増やしていくということについて、より具体的な説明がもう少しできれば、ということですが、例えば、方針1の「子育て世帯が住みやすい住環境の向上」ですと、具体的施策が3つあり、そのうち新規が2つですが、この新規施策に焦点を当てて満足度について検証すること

がカギになるかと思います。

総合計画では5年に1回市民アンケートを取っているのですが、その中で市民の満足度は把握できます。また、指標に挙げている「子育て環境が充実していると思う市民の割合」に関する事業の現況について担当課に聞くと、守山市の待機児童はまもなくゼロになるということで、待機児童数は今後若干上下することはあるかもしれないが、ハード面は一定充足しているという状況です。残るのは質の部分であり、取組内容に掲げている、「保育の質の向上」の部分を中心に強化することによって、市民の子育て環境における満足度を上げていきたいという考えであり、これを取組内容に反映している次第です。

委員

この指標についていえば、平成26年から令和1年までの5年間で、4.4ポイント向上している。引き続きこの努力をすれば、さらに12年後にはだいたいこの目標値の51%くらいになると、数的に考えることもできる。つまり計画に基づいて努力していく前提に立てば、間違っていない数字の上積みであると解釈できる。

事務局

この51%は、上位計画である総合計画で定められている目標数値ですから、住生活基本計画で取り上げている施策だけではなく、その他の様々な施策も行いながらの目標値になります。

本計画では住環境の向上に取り組めますが、それに伴って子育て環境の質の向上にも取り組んでいくことで、最終的に上位計画における目標値を達成したいと考えており、目標数値は、守山市全体としてそこを目指すというもので、住生活を含めた様々な施策に取り組んでいく中で、51%を達成していきたいということです。

委員

10年後の目標なので、状況に応じて修正も行いながら目標達成を目指すことになるだろう。

事務局

総合計画は5年に1度見直しが行われるので、5年後に市民アンケートを取り、その結果に応じて適宜修正を行うこととなります。その結果を受け、翌年にはこの計画においても成果指標についても検討する必要があると思います。別の指標根拠である住宅・土地統計調査についても、5年に1度実施されているので、その調査結果を受けて守山市の住宅の状況が把握できるので、その際に成果指標の数値の見直しや、課題の確認を行いながら計画を進めていきたいと考えています。

委員

目標3の成果指標は、多くが守山市総合計画に基づいているが、目標1の「高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率」や目標2の「二重サッシまたは複合ガラスを使用した住宅の割合」等は、住宅・土地統計調査に基づいた県や国の計画の指標が採用されているということか。

事務局

目標数値は市が独自に定めたものだが、「全国・県計画指標」と書いてある指標は、全国および県の住生活基本計画においても、同じ指標を項目として採用しているということです。

3. その他

今後の開催予定について、事務局より説明（説明内容、省略）

また、本日の議事全般について、意見・質問等をお願い。

委員

資料3の目標2の成果指標「守山市空き家活用推進補助金の活用件数」について、現状では0.5件/年で、2年に1件程度ということになり、あまり使われていないように思うが、どういった内容か教えてほしい。

事務局

現在、守山市の空き家等対策推進連絡協議会において内容の見直しを進めているところなのですが、現状でいうと、対象になるのは市街化調整区域の空き家で、かつ未登記の建築物でないこと、かつ対象者は市内に住所を有する個人または市内に事業所を有する団体となります。補助額は現状で200万円を上限としており、市が補助対象額の3分の2を負担するものです。現在検討している見直し内容は、特に対象範囲で、市街化調整区域にある空き家という点と、市内に住所を有する方という点で、これでは利用しにくいということから、現在協議会において見直しが進められています。

目標値は、見直しによる効果を踏まえ、活用件数を0.5件/年から2件/年に増やしていきたいと考えています。

事務局

情報を補足しますと、守山市は今年の3月に守山市空家等対策計画を策定しており、これにより今後空き家を積極的に利活用する取り組みを進めることとしています。

空き家等対策推進連絡協議会においては、補助メニューの充実についても議論していただいております。現状で上限が200万円ということで実績も伸びていないが、この補助率の充実も含めて検討いただいているところであり、制度を充実させる中で、市民のニーズに見合うものに

なると思うので、これにより件数も伸びていくものと考えています。

委員

実績としては年に0.5件ということで、年100万円程度しか支出していないと思うが、予算枠としてはもっとあるのか。

事務局

予算枠も1件分程度しか確保していない状態です。今後議論の中で、補正も踏まえて枠を広げる話も出ているので、もう少し予算を確保しつつ、空き家の利活用を図っていきたいと考えています。

委員

使いやすく実用的な形になるような見直しを推進していけば、ある程度実績も上がっていくだろう。

事務局

今年度の市長の所信表明でも、リノベーションということで、空き家の対策・活用の推進を挙げています。空き家対策・活用は第一課題として守山市が取り組んでいかなければいけないものであり、現在、補助メニューを含めて議論いただいているところですが、こちらの住生活基本計画の中でもしっかりと推進を図っていきたいと考えています。

委員

方針8の「住みよさが実感できる住環境づくり」の中に、二地域居住という言葉があるが、これに空き家も活用できればよいのではないか。

事務局

正に、今後はそういった形でも議論を広げていき、空き家の有効活用を図りたいと考えています。

事務局

資料3の成果指標（案）について、様々な意見をいただきましたが、事務局としてはこの案を進めたいと考えています。ただ、ご指摘いただいたとおり、これ以外に入れておくべき別の指標があるかどうか、この場で議論いただけるのであればお願いしたいです。

委員

例えば、バリアフリー化率や空き家バンクの登録戸数などはわかりやすいと思うのだが、目標1の「保育施設や相談の場など子育て環境が充実していると思う市民の割合」というのは、認識レベルのものであり、説明を求められたときに、大丈夫なのかと疑問に思った。取組内容には、保育の提供や入居機会の拡大といった具体的なものがあり、それ自体は件数ベースである程度把握できることなのではないかと思う。

例えば、空き家の項目のところで、「空き家の利活用に対して補助が充実していると思う市民の割合」という目標を設定しても、実際に空き家の状況が変わっていかないと実態の改善という意味では評価が難しい。この評価指標自体は妥当だと思うが、方針1を検証する際には、他にも何か指標があってよいのではないかと思う。基本的には、資料2の取組内容に挙げられていることをそのままスライドさせるような成果指標になるのではないか。

その他で認識レベルが指標になっているものに、目標3の3つ目の指標「まちづくり活動に積極的に参加したいと思う市民の割合」があるが、これは、まちづくり活動自体が件数だけで評価しにくいという難しい部分もあると思うので、ここはこれでもいいかと思う。この実績を見ると現状が過去よりも悪くなっているので、特に改善が求められる項目だと思う。

委員

資料1の7に「公共交通サービスの充実」を基本方針8に記載すると書かれており、これに関する成果指標として資料3の目標3に「もーりーカー利用件数」が挙げられている。市民のニーズが、路線の充実や発着便数の増加、市内の隅々まで交通を行き渡らせるといったことにあるとして、そうしたニーズに応えた結果、利用件数が増えるのであればよいのだが、ただ単に現状のもーりーカーのまま利用件数が増えるかどうかを見るのであれば、あまり意味がないように思う。この計画ではどうしたら利用が増えるのか見えることが大事だと思う。

事務局

公共交通サービスについては、現状では公共バス路線が前提条件となっていますが、これは民間が運営するものなので、採算が合わなければどうしても減便・廃止等されることとなります。そこで守山市としては今の公共交通は維持していく中で、足りていない部分についてはデマンドタクシーである「もーりーカー」での補完を考えており、そうした位置づけなので、この利用が増えるということは、施策として公共交通の充実が図られていることになると思っています。

委員

この計画が何年後かに外部評価されることになった場合を考慮し、目標1の1番目の指標などは、わかりにくい部分があると思ったので先ほどのような指摘をしたが、一方でこうした

指標は、肯定的に捉えている市民の割合が増えればそれが反映されるというも説明もあるので、それはそれでもいいのかもしれない。

他の委員の皆さんはどう思うか。

委 員

目標の設定としては取り組むべき件数等を数値で表せばわかりやすいということはあるが、それでは行政側の一方通行な目標になってしまう場合もある。市民ニーズに応じた取り組み内容にしていくためにも、意向調査の数字が大事になってくるのではないかと考えられ、こうした視点の指標も必要と考える。

県でも現在、住生活基本計画を策定中であり、成果指標について検討中であるが、これという具体的な成果指標を挙げにくい項目もあり、意向調査の結果を成果目標として設定する方法はあってもよいと思う。

委 員

資料2に書いてある具体的施策が進捗しなければ、結果的に充実していると思う市民の割合は増えないとも思われるので、その辺りが明確に説明可能ということであれば、指標を増やさなくてもいいかもしれない。

いずれにせよ、成果指標を巡る議論は拡散していくと思うので、市側としては骨太の説明ができるとういと思う。

事務局

この指標については、守山市総合計画に記載している項目であり、子育て部局の計画の中にも明記されているものです。本件は住生活の計画ですが、市全体として目標としている数値なので、そうしたことも総合的に考えてこの指標で進めさせてもらいたいと思います。

(委員長まとめ)

では、この資料3にある指標で進めさせてもらえればということだが、よろしいか。

→委員一同 異議なし。

では、成果指標はこれで進めることとする。その他何かあるか。なければ本日の議事はこれですべて終了し、進行を事務局へお返す。

4. 閉会

都市経済部 中島部長より挨拶を行った。